

所管部課	企画財政部企画政策課	部長	神山 尚		
件名	東大和市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附取扱要綱の一部を改正する要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	総務部総務管財課			
<p>1. 要 旨</p> <p>市では、企業版ふるさと納税（法人が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合には、法人関係税が最大で9割軽減される課税の特例）による寄附を活用するために、「東大和市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附取扱要綱（令和5年2月2日市長決裁）」を制定している。</p> <p>法人からの寄附を促すために、寄附を行った法人に対して、ベネフィット（寄附を行った法人に対する便益で要綱第8条に規定する寄附を行う法人に対する利益供与の禁止に反しないもの）を提供することを市長決裁で定めたことから、その内容と整合を図るため、当該要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>① 要綱第7条は、改正前に「寄附を行った法人の名称等の公表」に関する規定を定めていたが、次のように改正する。</p> <p>第7条 市長は、寄附を行った法人に対して、別に定めるベネフィット（寄附を行った法人に対する便益で次条の規定に反しないものをいう。）を提供するものとする。</p> <p>② 第1号様式 東大和市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書「公表の可否」の削除等に伴う全部改正</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年6月30日 企業版ふるさと納税を活用して寄附をした企業等に対するベネフィットについての市長決裁</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、市長決裁により要綱を一部改正する。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。